

京情審答申第112号  
平成27年10月16日

京都府知事  
山田 啓 二 様

京都府情報公開審査会  
会 長 山 本 克 己

公文書部分公開決定及び非公開決定（不存在等）に係る  
異議申立てに対する決定について（答申）

平成26年8月4日付け6ス第264号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 第1 審査会の結論

本件事案において実施機関が行った部分公開決定について、実施機関が非公開と判断した部分のうち、別紙1に記載の部分については公開すべきである。

また、実施機関が非公開決定（不存在）を行った情報公開請求については、別紙2の1に記載の公文書をその対象とすべきである。

実施機関のその余の判断は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成26年5月17日、異議申立人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、「スタジアム用地交渉状況・交渉内容等について亀岡市から府への連絡・報告内容がわかるもの及び府が府議会等で亀岡市のスタジアム用地交渉状況・交渉内容等について答弁した根拠となるもの」を内容とする公文書の公開請求を行った。
- 2 平成26年6月2日、実施機関は、「スタジアム用地交渉状況・交渉内容等について亀岡市から府への連絡・報告内容がわかるもの」（以下「市連絡報告文書」という。）については請求対象文書を取得していないとして、公文書非公開決定（不存在等）を行い、「府が府議会等で亀岡市のスタジアム用地交渉状況・交渉内容等について答弁した根拠となるもの」（以下「答弁根拠文書」という。）については別紙2に記載の文書を特定して公文書部分公開決定処分を行い、同日、異議申立人に公文書非公開決定通知書（不存在等）及び公文書部分公開決定通知書を送付した。
- 3 平成26年6月19日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、上記処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成26年8月4日、実施機関は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会に本件申立てに対する決定について諮問した。

## 第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、公文書非公開（不存在）決定処分及び公文書部分公開決定処分の取消しを求め、個人情報等を除く部分について、公開することを求めるというものである。

#### 第4 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

##### 1 市連絡報告文書について

亀岡市は、用地買収について、平成24年度内には地権者の合意を取り付けたいとしていたが、平成26年6月現在に至っても地権者の一部から同意を得られていない。事業を実施する上で、用地の確保の確実性が懸念されていたからこそ、京都府専用球技場用地調査委員会（以下「調査委員会」という。）で、用地の確保について問われていたのであり、候補地が亀岡市に決定後、実施機関において、亀岡市の用地の確保の状況についての連絡及び報告を求める必要はないはずはない。また、調査委員会で平成24年度内には地権者の合意を取り付けたいとしていた亀岡市の回答のとおり、同意の確保が進んでいないことを京都府は把握した上で京都府議会で答弁していることから、亀岡市から用地の確保の状況について、連絡及び報告を受けた文書が存在しないとの主張は受け入れられない。

##### 2 答弁根拠文書について

京都スタジアム（仮称）（以下「スタジアム」という。）の用地交渉の状況について、実施機関が非公開とした箇所の一部には、既に、京都府議会で答弁した内容が含まれており、非公開理由に該当しない部分までもが非公開となっている。

京都府が、公の場で既に答弁している内容を確認することができればよいのであり、個人の資産状況等を具体的に公開することを求めているものではない。

#### 第5 実施機関の説明の要旨

実施機関の理由説明書及び実施機関の職員の口頭説明における陳述を総合すると、おおむね次のとおりである。

##### 1 市連絡報告文書について

平成23年11月、実施機関は、府内の全市町村を対象に専用球技場の新設候補地調査を実施したが、その際、その候補地となる土地については、「市町

村が無償で提供することができる土地」又は「府有地を活用する提案も可能」として、府有地以外の土地に関しては、市町村が土地を確保することが候補地の選定条件となっていた。

同年12月、4市1町から調査票が提出されたが、平成24年2月に設置した調査委員会の土地確保に関する質問に対し、亀岡市は既に地権者の意向確認を行っており、「事業推進に支障を生じさせないよう責任を持って確保する」及び「年度内に亀岡市が責任を持って全地権者から同意を得る」と回答していた。そのため、実施機関は、亀岡市に対し土地確保に関して連絡及び報告を求める必要はないと考えていた。

したがって、実施機関は、亀岡市からスタジアム用地交渉状況及び交渉内容等に関する文書を取得していなかったことから、非公開決定（不存在等）としたものである。

## 2 答弁根拠文書について

### (1) 本件公文書について

調査委員会は、亀岡市から「スタジアムの用地については、借地を基本として確保することとしており、今後の具体交渉で買取りの希望があれば、その用地に限り取得する考えを持っている」との回答を得ており、その後、調査委員会での調査結果を踏まえ、平成24年12月26日に亀岡市に候補地が決定したところである。

その後、平成25年3月14日及び15日の新聞報道により、京都府は、亀岡市が全用地について、買収の方向に転換したことを知ったため、亀岡市にその交渉の内容及び現在の進捗状況等について聞き取り等を行った。

実施機関は、その際に作成したメモ及び亀岡市から提供を受けた文書を対象公文書として特定し、本件処分を行った。

また、亀岡市は、平成25年4月から用地の買収に着手するということがあったため、実施機関は、その後も地権者との同意状況を確認するということが聞き取りを行い、その際に作成したメモも対象公文書として、併せて本件処分を行った。

### (2) 部分公開決定とした理由について

対象公文書には、交渉に係る出席者、開催結果、主な意見並びに用地交渉の状況及び経過に係る内容が含まれていたため、実施機関は、その内容について、非公開とした。

用地交渉においては、相手方の資産、権利関係、個人的な事情等の具体的な内容を含み話合いが行われるものであるため、交渉の内容を公にすると、関係当事者間の信頼関係及び協力関係が損なわれ、それ以降において

情報収集や相手方の理解及び協力を得ることが非常に困難となることが予想される。

また、他の権利者との用地交渉や、他の事業における用地交渉においても、交渉の内容が公にされるということになると、用地交渉に対する抵抗感が非常に強くなり、用地取得事務の適正な執行に著しい支障が生じるおそれがある。

さらに、府が知り得た亀岡市の用地交渉の状況についても、亀岡市と地権者の信頼関係が大きく損なわれることのないよう、また、他の事業に影響を与えないよう公開及び非公開の判断は、亀岡市と同様に取り扱う必要があり、実施機関は、非公開内容について、条例第6条第5号イの「契約、交渉に係る事務に関し、当事者としての地位を不当に害するおそれがある。」と認められるものと判断し、非公開としたものである。

なお、亀岡市においては、平成26年8月13日、亀岡市臨時議会で地権者から購入する財産取得の議案を賛成多数で可決されているものの、「事業は継続中であり、当該内容については、非公表扱い」とされている。

## 第6 審査会の判断理由

### 1 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

#### (1) 市連絡報告文書に係る非公開（不存在）決定について

ア 異議申立人は、実施機関は京都府議会においてスタジアムの用地交渉の状況について答弁しているが、亀岡市において同意の確保が進んでいないことを把握した上で答弁しており、連絡及び報告を受けた文書が存在しないと主張は受け入れられない旨主張していることから、これについて検討し、判断することとする。

イ 実施機関は、候補地となる土地については「市町村が無償で提供することができる土地」又は「府有地」としており、府有地以外は、市町村が土地を確保することを前提条件としていた。平成24年2月に設置した調査委員会の土地確保に関する質問に対しても、亀岡市は既に事前に地権者の意向確認を行っており、「事業推進に支障を生じさせないよう責任を持って確保する」及び「年度内に亀岡市が責任を持って全地権者から同意を得る」と回答していた。そのため、実施機関は、土地確保に関して連絡及び報告を求める必要はないと判断しており、そういった文書は取得していないとしたと主張する。

ウ しかし、亀岡市が候補地について借地から買収に方針を転換した際、実施機関に対し亀岡市から提供された別紙2の1に記載の公文書については、亀岡市が作成した文書であることから、たとえそれが資料として提供されたものであったとしても、市連絡報告文書に該当すると考える

ことが妥当である。

エ なお、当該公文書は、答弁根拠文書として、異議申立人に対し既に部分公開がされているが、このことをもって、ウの判断を覆すことにはならない。

オ 以上のことから、市連絡報告文書に係る情報公開請求については、実施機関は、別紙2の1に記載の公文書をその対象とすべきである。

## (2) 答弁根拠文書に係る部分公開決定について

ア 異議申立人は、実施機関が条例第6条第5号イに掲げる非公開情報に該当するとして非公開とした本件処分は妥当でない旨を主張していることから、これについて検討し、判断することとする。

イ 条例第6条第5号は、府等が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、事務事業の性質上、当該又は同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

ウ 実施機関は、

(ア) 本件事業は継続中であり、当該内容について公開すると、関係当事者間の信頼関係及び協力関係が損なわれ、それ以降において情報収集や相手方の理解や協力を得ることが非常に困難となることが予想されること。

(イ) 他の権利者との用地交渉や他の事業における用地交渉においても、交渉の内容が公にされると、用地交渉に対する抵抗感が非常に強くなり、用地取得事務の適正な執行に著しい支障が生じるおそれがあること。

(ウ) 府が知り得た亀岡市の用地交渉についても、亀岡市と地権者の信頼関係が大きく損なわれることのないよう、また、他の事業に影響を与えないよう公開及び非公開の判断は、亀岡市と同様に取り扱う必要があること。

から、条例第6条第5号イの「契約、交渉に係る事務に関し、当事者としての地位を不当に害するおそれがある」と認められるものと判断し、非公開としたと主張する。

エ しかしながら、別紙1に記載の部分については、京都府のホームページ及び新聞記事により既に周知の情報になっていること、また、地権者の大多数と既に契約しており、さらに亀岡市において市議会の議案として一定の公開がなされていること等を考えると、これを公開したとしても、実施機関の事務事業の適正な執行に支障を及ぼすとはいえないため、公開することが妥当である。

オ エ以外の部分については、用地交渉が継続中であることを考慮すれば、当該事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあり、非公開もやむを得ないと考えられるため、実施機関の判断は妥当である。

## 2 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(別紙1)

公開することが妥当な情報

| 公文書名                             | 公開すべき部分                                               |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 大規模スポーツ施設に係る保津町の交渉委員との会議(第3回)報告書 | 5行目、8行目1文字目から11文字目まで、13行目1文字目から15文字目まで、20行目7文字目から33行目 |
| 打合せメモ(平成25年3月21日分)               | 7行目、9行目19文字目から34文字目まで                                 |
| 平成25年4月24日現在における亀岡市用地交渉状況(メモ)    | 5行目7文字目から9文字目まで                                       |



(別紙2)

「府が府議会等で亀岡市のスタジアム用地交渉状況・交渉内容等について答弁した根拠となるもの」として特定した公文書

- 1 大規模スポーツ施設に係る保津町の交渉委員との会議（第3回）報告書
- 2 打合せメモ（平成25年3月21日分）
- 3 平成25年4月24日現在における亀岡市用地交渉状況（メモ）

参考

審査会の処理経過

| 年 月 日       | 処 理 内 容       |
|-------------|---------------|
| 平成26年 8月 4日 | 諮問書の受理        |
| 平成26年12月22日 | 実施機関の理由説明書の受理 |
| 平成27年 1月14日 | 理由説明書の受理      |
| 平成27年 1月28日 | 第1回審査会        |
| 平成27年 2月17日 | 第2回審査会        |
| 平成27年 3月13日 | 第3回審査会        |
| 平成27年 6月17日 | 第4回審査会        |
| 平成27年 7月29日 | 第5回審査会        |
| 平成27年 8月11日 | 第6回審査会        |
| 平成27年10月16日 | 答 申           |